

平成28年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (10月12日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて	5
○議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について	8
○閉 議	11
○署 名	13

議 案 目 次

平成 28 年矢巾町議会定例会 10 月会議

1. 議案第 70 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
2. 議案第 71 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について

平成28年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

平成28年10月12日（水）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第 4 議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	赤 丸 秀 雄 議員	2 番	水 本 淳 一 議員
3 番	廣 田 清 実 議員	4 番	高 橋 安 子 議員
5 番	齊 藤 正 範 議員	6 番	村 松 信 一 議員
7 番	昆 秀 一 議員	8 番	藤 原 梅 昭 議員
9 番	川 村 農 夫 議員	10 番	山 崎 道 夫 議員
11 番	高 橋 七 郎 議員	12 番	長谷川 和 男 議員
13 番	川 村 よし子 議員	14 番	小 川 文 子 議員
15 番	藤 原 由 巳 議員	16 番	藤 原 義 一 議員
17 番	米 倉 清 志 議員	18 番	廣 田 光 男 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	伊 藤 清 喜 君
総 務 課 長	山 本 良 司 君	企画財政課長	藤 原 道 明 君

福 社 ・ 菊 池 由 紀 君
子 ども 課 長 菅 原 弘 範 君
道 路 都 市 課 長

産 業 振 興 課 長 佐 々 木 智 雄 君
補 佐

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長 吉 田 孝 君
主 事 渡 部 亜 由 美 君

係 長 藤 原 和 久 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

15番 藤 原 由 巳 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月4日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、10月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第3、議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

このたび購入しようとする凍結防止剤散布車は、冬期間における路面凍結による事故を未然に防ぐ目的として融雪剤を町道に散布する車両であり、現在町では凍結防止剤散布車を2台所有しておりますが、そのうち平成10年11月登録の車両1台につきまして、凍結防止剤の塩害、この塩の害による車両の腐食が著しいことから、更新を行うものであります。

今回更新する凍結防止剤散布車の概要であります。4トン車ベースに凍結防止剤を混入するホッパ容量2.2立方メートルを有する車体とし、冬期間の安全面に配慮した四輪駆動車とするとともに、省令の規定に基づく附属品を備えたものであります。

納入業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約とし、東亜リース株式会社盛岡営業所を選定し、10月7日に見積もり合わせを執行した結果、予定価格の範囲内の一金1,530万円に8%の消費税を加算した金額、一金1,652万4,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 以前購入しました凍結防止車と額をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長説明で申しました2台ございますが、今回の部分につきましては平成25年に岩手県から払い下げを受けているものでございまして、ゼロ円、いわゆる無償で譲渡を受けたものでございます。そして、もう一つでございますが、こちらにつきましては平成22年に同じく岩手県から譲渡を受けておりますが、こちらは22万4,000円ほどということで払い下げ購入でございますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 随意契約ということなのですから、この種の凍結防止車はどのような会社があるのか、お伺いします。

それから、除雪車に係る今後の除雪計画というか、そういうのはどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問、1点目につきまして、私のほうからお答えいたします。

この手の車両のいわゆる業者数、入札参加資格申請ということで答弁させていただきたいと思っておりますけれども、車両につきましては110社登録しております。ただ、今回散布車ということで買う車両につきましては特殊車両でございますので、全部で登録というか、申請が、22社申請があるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、2点目の今後の計画でございます。一応先ほど申し上げましたように、矢巾町では2台所有しております、それぞれ業者さんに委託をして運営をさせていただいておりますが、今回の更新するものにつきましては主に西部地域を中心としたエリアをお願いしております。高速道より上のほうということでございます。そして、もう一台はそれより下のほうということでお願いしておりますが、今回購入する分につきましては、今言いましたように西側のほうでございまして、主には高速道のボックスの前後とか、あるいは登り坂の近辺、それから日陰あるいは十字路、主要な十字路とか、特にあとは西部開拓道路とかそういったところを主にお願しようということでございまして、これにつきましては例年といいますか、今までと同じような考え方で取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この除雪車の運転する資格というのはあると思うのですが、どのようなものを教えていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

一応ベースは4トン車でございますが、特殊車両でございまして、大型特殊の免許を所有する方以上が運転するという事になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしとします。

採決に入ります。

議案第70号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出については8月30日に発生いたしました台風10号対応に伴う避難準備等にかかわる人件費、食糧費等の経費及び県内被災地への職員派遣に伴う旅費等の費用のほか、6款農林水産業費の林業振興事業、8款土木費の除雪事業及び住宅耐震改修支援事業を増額補正

し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,660万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億561万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第71号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第71号については、本日開催されます予算決算常任委員会において審議を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号については予算決算常任委員会によって審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するようお願いします。

それでは、直ちに予算決算常任委員会を開催し、報告書を当職のもとに提出するようお願いをします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩を宣言いたしましたが、事務手続でちょっと瑕疵がありますので、本会議を再開します。

再開に当たりまして、町長のほうから先ほどの発言についてご発言をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 先ほど議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明をさせていただきましたが、その中におきまして、私のミスにより

まして、
——というところ、議長さん初め議員各位のご了承をいただいて削除をさせていただきたい
と思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、先ほど議案についての付託が決定をされましたので、直
ちに予算決算常任委員会を開催させていただきます。

暫時休憩に入ります。

午前 10時23分 休憩

午後 0時18分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、再開します。

予算決算常任委員会に付託しておりました議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予
算（第3号）について、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、
これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、読み上げまして、予算決算常任委員会の
報告といたします。

平成28年10月12日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、
山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3
号）について。

本常任委員会は、平成28年10月12日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決
すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第71号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、岩手県森林整備加速化林業再生基金事業補助金返還金について、責任の所在と再
発防止策を速やかに示されたい。

2、指定管理者について、指定管理者の業務の範囲を明確にするとともに、連携協議を密
にして適正な管理に努められたい。

3、町の組織体制を検証し、適正化を図られたい。この中については産業振興課の体制整

備についても意見がありましたので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。議員各位の賛成を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第71号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。

午後 0時23分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員